

## 仙台市太白区区民協働まちづくり事業評価委員会運営要領

(平成 15 年 4 月 1 日 太白区長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要領は区民協働まちづくり事業に関する要綱（平成 14 年 3 月 25 日 市長決裁。）第 6 条第 8 項の規定に基づき、仙台市太白区区民協働まちづくり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (役員)

第 2 条 評価委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名以内

2 役員は、委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第 3 条 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を評価委員会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

3 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

### (委任)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は委員長が評価委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

#### 附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

#### 附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

#### 附 則（令和 4 年 3 月 15 日決裁）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。